輸出手形保険の引受の要件等について

平成29年４月１日　17‐制度‐00088
沿革　令和４年12月20日　一部改正

輸出手形保険運用規程（平成29年４月１日　17‐制度‐00050）第１条第１項第７号に規定する引受の要件に定めるＷＴＯ協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第９号に規定する引受の要件に定める石炭火力発電に関する制限、同条同項第10号に規定する引受の要件に定める化石燃料エネルギー部門に関する制限、同条同項第８号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するＯＥＣＤ勧告に関する制限、同条同項第４号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第２項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。なお、本規程において「ユーザンス」とは、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年４月１日　17‐制度‐00070）別表第４の手形の買取日から起算して荷為替手形の満期日までの期間をいう。

記

１　ＷＴＯ協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限

「別紙１　ＷＴＯ協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物に含む輸出契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあっては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合、当該貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあっては、保険関係を成立させることができない。

２　石炭火力発電に関する制限

石炭火力発電において用いられる貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあっては、保険関係を成立させることができない。仮に輸出手形保険約款（平成29年４月１日　17‐制度‐00007）第２条第１項に規定する通知（以下「通知」という。）がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

３　化石燃料エネルギー部門に関する制限

Ｇ７エルマウ首脳声明における国際合意（2022年６月Ｇ７エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約に係る荷為替手形にあっては、保険関係を成立させることができない。仮に通知がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

４　公的輸出信用と持続可能な貸付に関するＯＥＣＤ勧告に関する制限

(1)　公的輸出信用と持続可能な貸付に関するＯＥＣＤ勧告の対象国（令和２年６月８日　20‐制度‐00120。以下「勧告対象国」という。）１に掲げる国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が１年以上の輸出契約に係る荷為替手形であって当該荷為替手形の支払人が海外商社名簿について（平成29年4月1日　17-制度-00074）第１条に基づき

作成された海外商社名簿上名簿区分Ｇに格付けされているもの（以下「船積日から最終決済日までの期間が１年以上の公的債務者向け荷為替手形」という。）については、保険関係を成立させることができない。

(2)　勧告対象国２に掲げる国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が１年以上の公的債務者向け荷為替手形であって、手形金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、あらかじめ株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の承認を受けたものに限り、保険関係を成立させるものとする。

５　特定国

(1)　引受停止国

引受停止国とは、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知するもの。以下「国別引受方針」という。）の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国をいう。当該国が支払国になる荷為替手形にあっては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国が支払地となる荷為替手形についても同様とする。

(2)　条件付引受国

条件付引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国及びキューバをいう。当該国を支払国又は支払地（ただし、イラン及びロシアについては仕向国又は支払国）とする荷為替手形については、以下のとおり取扱うものとする。ただし、以下の条件に適合しない荷為替手形であっても、保険関係の成立を希望する者からの申請により日本貿易保険が承認した場合は、当該承認内容に基づき保険関係を成立させることとする。承認内容に基づかない通知がなされた場合、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

①　『ユーザンス制限』欄に期間の記載のある国を支払国とする荷為替手形については、ユーザンスが当該『ユーザンス制限』欄の期間以内の場合に保険関係を成立させるものとする。

②　『Ｌ／Ｃ条件』欄に「有」と記載のある国を支払国とする荷為替手形については、ＩＬＣによる決済の場合に保険関係を成立させるものとする。この場合、ＩＬＣの取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとする。

③　『案件枠（億円）』欄に金額の記載のある国を支払国とする荷為替手形については、手形金額が当該『案件枠（億円）』欄の金額の範囲内である場合に保険関係を成立させるものとする。

④　『その他条件』欄に記載のある国を支払国とする荷為替手形（ただし、イラン及びロシアについては、仕向国又は支払国を当該国とする荷為替手形）に係る保険関係については、当該記載内容を適用する（なお、公的輸出信用と持続可能な貸付に関するＯＥＣＤ勧告に関する制限については、３のとおりとする。）。

⑤　キューバを支払国とする荷為替手形については、個別案件の決済可能性を勘案の上、引受可否を決定する。また、保険関係の成立に係る輸出代金の全部について、Banco Nacional de Cubaが発行するＩＬＣによる決済を行う場合に保

険関係を成立させるものとする。

⑥　西岸・ガザ（パレスチナ自治区）向け輸出契約に係る荷為替手形を買取った場合は、保険関係の成立の承認に際し、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」

附　則〔抄〕

附　則〔令和４年12月20日〕

この改正は、令和５年１月１日から実施する。

［別紙１］

ＷＴＯ協定における農業に関する協定の対象品目

ＷＴＯ協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書１Ａの農業に関する協定をいう。）の附属書１に対象産品として掲げる以下の品目

対象品目（HSコード）

（ｉ）第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）	
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

（ⅱ）2905.43、2905.44、3301、3501～3505、3809.10、3823.60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302 注：品名は必ずしも網羅的ではない。	
2905.43	マンニトール
2905.44	ソルビトール

3301	精油
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤
3809.10	仕上剤
3823.60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)
4101～4103	原皮
4301	原毛皮
5001～5003	生糸及び絹のくず
5101～5103	羊毛その他の獣毛
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿
5301	亜麻
5302	大麻